

## 令和 7 年 茂原市教育委員会会議 8 月 定例会日程

日時：令和 7 年 8 月 26 日（火）15 時 00 分～

場所：茂原市役所 9 階 901・902 会議室

1 開会宣言

2 会議録署名人の指名

3 会議事項

(報告事項)

報告 1 茂原市学校再編審議会の答申の報告について

4 閉会宣言

# (写)

令和 7 年 8 月 22 日

茂原市教育委員会

教育長　富田 浩明 様

茂原市学校再編審議会

会長 中村 敏行

## 茂原市立小中学校の再編に関する基本的な考え方について（答申）

令和 6 年 9 月 20 日付け茂教総第 119 号で諮問のあった「茂原市立小中学校の再編に関する基本的な考え方（次期基本計画の骨子）」について、下記のとおり答申いたします。

### 記

#### 1. これまでの学校再編の取組と今後の状況について

平成 29 年 3 月に策定された「茂原市学校再編基本計画」に基づいた 9 年間の取組により、統合を行った学校では一定の集団規模を確保することで、新たな人間関係を作り上げる力の育成や、多様な考えに触れ、互いに切磋琢磨する環境を確保することができました。また、統合に合わせた学校施設の大規模改修やスクールバスの導入などにより、子どもたちが安心して学校生活を送るように環境の整備が行われました。本納小学校と本納中学校では、施設一体型の利点を活かし、小学校と中学校の教員による相互乗り入れ授業や小学生と中学生の交流活動など、小中一貫教育の効果的な実施により、子どもたちの学びの質の向上が図られました。

一方、令和 7 年度をもって当基本計画の計画期間が満了となる中、少子化等の影響により、今後多くの学校で小規模化が進むことが見込まれています。現在、小規模となっている学校では、小規模校ならではの特長を生かしつつ、その課題を最小化するよう工夫して学校運営が行われています。今後の学校再編においては、これまでの取組や本市が実施している中学校区を単位とした小中一貫教育を踏まえた上で、国が推進する「令和の日本型学校教育」の実現に向け、個別最適な学びとともに協働的な学びを一体的に充実させいくことで、現代の学校教育に求められる教育環境を確保する取組を継続していく必要があります。

#### 2. 学校再編の考え方について

審議会では、これまでの取組を踏まえ、これまで学校再編の基礎としていた「児童生徒の教育環境が最優先で、その上で地域や住民等に及ぼす影響について配慮が必要」との考え方を次期基本計画においても継承することとします。

そして、今後は 1 学年あたり 1 学級といった学校が増えていく状況を考慮して、充実した

学びを展開するために必要な人数規模や、保護者や地域住民等との連携を一層重視する観点から審議を行い、学校再編の主な考え方を、以下のようにまとめました。

(1) 教育環境の充実を最優先

- ・協働的な学びの充実が図れる環境の確保
- ・子供の発達段階等を考慮した検討
- ・通学に対する配慮（通学手段、通学距離、通学路の安全性）
- ・通学区域（学区）の検討
- ・小中一貫教育を推進する環境の整備

(2) 再編にあたっての配慮

- ・地域協働の考え方を重視
- ・再編に関する情報の発信、提供
- ・環境の変化に対する適切な緩和策の実施
- ・学校の施設・設備の充実
- ・跡地活用等に関する関係部局との連携
- ・市行政の方向性との整合

3. 学校再編の基本方針について

本市の小中学校の現状や今後の児童生徒数の推計、学校再編の考え方を踏まえ、基本方針を以下のようにまとめました。

(1) 協働的な学びのための教育環境

- ・子供たちが、将来に必要な資質・能力を身に付けることができるよう、集団の中で多様な考えに触れ、協働的な学びの充実を図ることができる教育環境の確保を目指す。
- ・学校規模の適正化にあたっては、各学校で規模に応じた学校運営を工夫していることを考慮し、それぞれの学校や地域の状況等を総合的に検討する。

(2) 地域協働による学校再編

- ・学校再編のプロセスに地域協働の考え方を導入し、市教育委員会と保護者・地域住民等とが、学校の目標やビジョン及び学校を取り巻く課題等を共有した上で、学校再編の検討を進める。
- ・学校規模の状況、学校が抱える課題への対応策や教育の活性化等について、平常時から定期的に懇談する場を設ける。
- ・小中一貫教育の推進を踏まえ、中学校区を基本とした枠組みで、学校再編や通学区域（学区）の検討を行う。

(3) 教育施設等の充実

- ・児童生徒が安心して学習できるよう、統合校の施設・設備の改修に努める。
- ・再編により通学が遠距離になる児童生徒に対しては、スクールバスの導入など、通学手段を確保する。
- ・新しく通学路となる箇所を把握し、必要な整備を行うなど、通学における安全性を確保する。

- ・小中一貫教育の効果的な推進により、各学校や地域における教育力向上に努める。

#### 4. 学校規模ごとの基本的な方向性について

平成 27 年 3 月に市教育委員会が定めた「茂原市立小中学校の適正規模」は、児童生徒が集団の中で多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて、一人一人の資質や能力を伸ばしていくという学校教育の特質を踏まえて設定された学校規模です。学校では教育環境をより良くするために一定の規模を確保することが望ましいことから、現行の基本計画では、この「適正規模」を学校再編の“指標”としています。

しかしながら、今後、多くの学校で小規模化が見込まれている状況にあっては、今後の児童生徒数の見込みに加えて、学校運営の状況、地域との関係、学校の適正配置等を総合的に判断し、検討していくことが必要となります。

そのような状況においても、過度に小規模化することは望ましいものではなく、子供たちの学びの充実を図ることができる教育環境を確保するため、適切な時期に学校再編に取り組むことができるよう、「新たな指標」として、「許容できる学校規模の下限（許容規模）」を設定するものとします。この「許容規模」は、現代の学校教育の視点、子供の発達段階の特性等の視点、学校運営の視点、市民アンケート調査の結果等から総合的に判断し、学校生活の基盤である学級の人数にも着目して設定したものです。

なお、複式学級については、教育上の課題が極めて大きいことから、これまで同様、速やかな統廃合が望ましいことに変わりはありません。

許容できる学校規模の下限（許容規模）	
小学校	各学年 1 学級で、1 学級 15 人程度 (全校児童 90 人程度)

許容できる学校規模の下限（許容規模）	
中学校	各学年 2 学級 かつ 全教科で教員を配置できる規模を目安とする

## 報告 1

以上のことと踏まえ、原則として以下のとおりとします。

### (1) 小学校

全体の学級数・児童数		基本的な方向性
1～5 学級		・複式学級の解消のために、速やかに統廃合を検討する。
6 学級	学級 15 人未満 (全校 90 人未満)	・統廃合を検討する。
	学級 15 人以上 (全校 90 人以上)	・学校運営の状況を確認し、課題解消の手立てや支援策を検討する。課題が大きい場合には、統廃合を検討する。
7～11 学級		・学校運営の状況を確認し、課題解消の手立てや支援策を検討する。
12 学級～		

### (2) 中学校

全体の学級数	基本的な方向性
1～2 学級	・複式学級の解消のために、速やかに統廃合を検討する。
3～5 学級	・クラス替えができず、教員を配置できない教科があるため、統廃合を検討する。
6～8 学級	・教職員の配置や学校運営の状況を確認し、課題解消の手立てや支援策を検討する。課題が大きい場合には、統廃合を検討する。
9 学級～	

## 5. 学校再編の進め方について

近年、子供たちを取り巻く環境が急速に変化し、学校が抱える課題の複雑化・多様化が進んでいます。このような状況下での課題解決にあたっては、地域住民等との連携・協働により対応することが推奨されています。

このことから、学校再編の取組に地域協働の考え方を導入し、学校関係者が学校を取り巻く状況や課題などについて、定期的に懇談を行う中で、学校再編の適否や小規模化の課題解決に向けた支援策等を検討していくような仕組みを構築することが望まれます。

そして、この地域協働の仕組みにより、保護者・地域住民等と学校が一体となって、「どのような学校で、どのような子供を育てていくのか」という学校の目標やビジョンを共有し、

## 報告 1

地域と一体となった学校づくりを進めていくことで、学校が統合した後においても、地域で学校を見守っていく体制が維持・強化されるものと考えます。

については、今後は以下のようにして、具体的な学校再編の検討・立案を進めるものとします。

### (1) 地域協働による取組

- ・学校再編の検討にあたっては、市教育委員会と保護者・地域住民等とが、それぞれの役割及び責務の下、十分な協議と理解に基づき合意形成を図っていく、“地域協働”によって取り組む。

### (2) 中学校区を枠組みとした地域懇談会

- ・中学校区を枠組みとした地域懇談会を、日頃から定期的に開催し、学校関係者が学校の目標やビジョンを共有し、学校が抱える課題への対応策・支援策の検討や、小規模校における教育の充実方策等について懇談できる場を設ける。

### (3) 合意に基づく実施計画

- ・地域懇談会の中で、学校統合が必要と判断された際には、地域の検討会議等による合意を経て「実施計画」を策定する。

## 6. 通学区域（学区）の検討について

本市の学区編成には、小学校から中学校に進学する際に、複数の中学校に分かれる小学校があります。このような状況は、小・中学校の円滑な接続や、小中一貫教育の推進の観点から望ましい形ではないことから、学校再編の取組と併せて検討していく必要があります。

通学区域（学区）の検討にあたっては、従来の学区が変更になることで、児童生徒の通学条件に新たな課題が生じる可能性があることや、地域コミュニティのつながりが分断されることがないよう配慮する必要があるなど、それぞれの地域に存する多様かつ複雑な課題やニーズに対応していく必要があります。

また、児童生徒数の推計では、今後、多くの学校で児童生徒の減少が見込まれており、このような状況下において、学校の小規模化の解消のみを目的として通学区域（学区）の検討を行うことは、学校規模の平準化を図ることはできるものの、長期的な視点でみると、複数の学校が小規模化してしまう懸念があることにも十分な留意が必要です。

のことから、通学区域（学区）についても、地域協働による十分な協議と理解の中で検討していくことが望ましいと考えます。

## 7. その他

これまでの審議を踏まえ、本市の学校教育等について、以下のとおり、要望することとします。

## 報告 1

- ・地域協働による取組を進めるにあたっては、教職員の負担が増加することがないよう留意すること。また、地域協働の仕組みが定着するよう努めること。
- ・学童クラブの充実など、地域における子育て支援策の推進について、関係機関と連携を図ること。なお、統合校においては児童生徒数が増加することから、特に留意すること。